

安芸市骨髄移植促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市骨髄移植促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を完了し、財団による証明を受けた者（以下「骨髄提供者」という。）に対して、提供に要した通院又は入院により生じる負担を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、骨髄提供者であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 他の法令等により骨髄等の提供に係る補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第3号に掲げる場合における休暇に相当するドナー特別休暇制度等を導入している事業所に勤務する者（同制度の対象とならない者を除く。）でないこと。

(補助額の算出方法)

第4条 補助金額は、骨髄提供者が要した通院又は入院の日数に2万円を乗じた額とする。ただし、補助金の対象となる通院又は入院の日数の上限は、7日とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、安芸市骨髄移植推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の期限)

第6条 前条に規定する申請の期限は、提供が完了した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、申請期限を翌年度の3月31日までとすることができる。

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、安芸市骨髄移植促進事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、安芸市骨髄移植促進事業費補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 申請者が安芸市暴力団排除条例(平成23年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員等に該当するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、安芸市骨髄移植促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付決定を受けた事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助台帳)

第11条 市長は、補助の状況を明確にするため、補助台帳を備えつけるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。